写

後藤会計事務所　の行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1．計画期間　　2023年10月　1日～2027年　9月30日までの　4年間

2．内容

目標1：2024年10月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

＜対策＞

- 2023年10月～　所定外労働の現状を把握
- 2024年　6月～　社内検討委員会での検討開始
- 2024年10月～　ノー残業デーの実施
  （月1回事務所一斉･･･1か月前に周知））
- 管理職への研修（年1回）及び社内報などによる社員への周知　（毎月）

目標2：2026年　9月までに、各自、保持する有給休暇のうち、最新年次支給日数と同日数の消化が事務所平均で70%以上とする。

＜対策＞

- 2024年10月～　年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2025年　6月～　社内検討委員会での検討開始
- 2025年10月～　計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 2025年10月～　有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：育児休業の取得率を次の水準以上とする。 男性社員・・・取得率50%以上 女性社員・・・取得率75%以上

＜対策＞

- 2026年10月～　休業者の業務カバー体制の検討（業務体制の見直し、複数担当制）・実施

目標４：　全社員の時間外・休日労働時間の平均を各月３０時間未満とする。

＜対策＞

- 2026年10月～　管理職を対象とした意識改革のための研修を１回実施
- 2026年１０月～　業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実績